

あなたのボランティア活動に
大阪府福祉基金からの「助成金」
活用しませんか？

大阪府内で社会福祉活動（障がい者・高齢者・児童などへの支援）など、府民福祉の向上に寄与する活動を行っている非営利団体に対し、大阪府福祉基金から助成しています。



©2014 大阪府もずやん

令和6年度の大阪府福祉基金地域福祉振興助成金の募集を行います。

申請受付期間

令和6年1月4日(木)～令和6年1月31日(水)

事業実施期間

令和6年4月1日(月)～令和7年3月31日(月)

【お問い合わせ先】 大阪府福祉部 地域福祉推進室 地域福祉課
(電話)06-6944-6663

申請様式はホームページからダウンロードできます

大阪府福祉基金 検索



<https://www.pref.osaka.lg.jp/chiikifukushi/kikin/joseikinnobosyuu.html>

令和6年度申請様式はR5.12/27(水)より公開

◆◆◆令和6年度 大阪府福祉基金地域福祉振興助成金の募集について◆◆◆

1 助成の趣旨

「大阪府福祉基金」は、府民の皆様からのご厚意によるご寄附を積み立て、「地域福祉振興助成金」として、府民の自主的な社会福祉活動を支援しています。

2 スケジュール

時 期	内 容
令和5年12月27日(水)～	大阪府ホームページ「交付申請の手引(様式)」掲載
令和6年1月4日(木)～ 令和6年1月31日(水)	申請受付 ※郵送のみ(送付先:大阪府社会福祉協議会)
3月下旬頃	福祉基金運営分科会による審査
5月中旬頃	交付・不交付決定通知発送(事業実施はR6.4/1～可)
6月下旬頃	助成金の交付
事業完了後15日以内	事業完了報告書の提出 ※郵送のみ(送付先:大阪府社会福祉協議会)

3 助成の対象となる団体

○大阪府内で社会福祉活動(障がい者や高齢者、児童などへの支援等、府民福祉の向上に寄与する活動等)を行っている営利を目的としない団体で、団体の定款等を定めていること。(法人格の有無は問いません)ただし、暴力団もしくはその構成員の統制下にある団体は応募できません。

4 助成の対象となる事業及び助成金額

○対象となる事業

①福祉活動機器購入	福祉活動に必要な機器を購入し、府民福祉の向上に活用する事業。
②普及啓発物作成	障がい者、高齢者、児童等の福祉の向上に寄与することを目的とした印刷物を作成し、普及啓発する事業。
③社会参加促進	障がい者、高齢者、児童等の社会参加、自立への機運を高める活動を行う事業。
④講演会等開催	府民福祉の向上、並びに障がい者、高齢者、児童等に対する知識の習得のため講演会、勉強会等を開催する事業。
⑤その他	①から④に該当しない事業。障がい者、高齢者、児童等の福祉の向上に寄与する事業。(子ども食堂を通じた見守り等の活動、外出に不安を抱える方が社会復帰するための支援など)

○活動費助成(ボランティア等による草の根活動への助成)

上限20万円(ただし、助成金以外の収入が10%以上必要です。)

ただし、同一団体への助成は5回までです。

5 その他

○大阪府ホームページに 大阪府福祉基金地域福祉振興助成金の募集概要、助成金関係書類等を掲載しています。(※表面参照)

手引きの冊子をご希望の方は、表面の【お問い合わせ先】までご連絡ください。

○法人格を持つ団体が申請できる地域福祉推進助成(上限500万円)については、ホームページをご覧ください。